

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
（第七条関係）

改正案

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満 一〇七、〇〇〇円以上
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満 一一四、〇〇〇円以上
第四級	一二八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満 一二二、〇〇〇円以上
第五級	一二六、〇〇〇円	一二三、〇〇〇円未満 一二三、〇〇〇円以上
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上

第四条 標準報酬八被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

目次

第一章・第二章（略）

第二章ノ二 届出等（第二十一条ノ二 第二十一条ノ五）

第三章ノ第六章（略）

附則

現行

等級	標準報酬		報酬月額
	月額	日額	
第一級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇七、〇〇〇円未満 一〇七、〇〇〇円以上
第三級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一一四、〇〇〇円未満 一一四、〇〇〇円以上
第四級	一二八、〇〇〇円	三、九三〇円	一二二、〇〇〇円未満 一二二、〇〇〇円以上
第五級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二三、〇〇〇円未満 一二三、〇〇〇円以上
第六級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上

第四条 標準報酬八被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

目次

第一章・第二章（略）

第二章ノ二 届出、記録等（第二十一条ノ二 第二十一条ノ五）

第三章ノ第六章（略）

附則

第二条ノ二 削除

（傍線の部分は改正部分）

第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第二級	第一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	
三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	
三二〇、〇〇〇円以上	三二〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満 一三八、〇〇〇円以上

第一八級	第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第二級	第一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	
三〇〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	
一〇、〇〇〇円	九、三三〇円	八、六七〇円	八、〇〇〇円	七、三三〇円	六、六七〇円	六、三三〇円	六、〇〇〇円	五、六七〇円	五、三三〇円	五、〇〇〇円	四、七三〇円	
三二〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満	二七〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満	二五〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満	二三〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満	二一〇、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満	一四六、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満	一三八、〇〇〇円未満 一三八、〇〇〇円以上

第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級	第一九級
六五〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円
六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満

第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級	第一九級
六五〇、〇〇〇円	六一〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円
二一、六七〇円	二〇、六七〇円	一九、六七〇円	一八、六七〇円	一七、六七〇円	一六、六七〇円	一五、六七〇円	一四、六七〇円	一三、六七〇円	一二、六七〇円	一一、〇〇〇円	一一、三三〇円	一〇、六七〇円
六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満 六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満

第三二級	六八〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七二〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円以上 七三〇、〇〇〇円未満
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円以上 七七〇、〇〇〇円未満
第三五級	七九〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円以上 八一〇、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円以上 八五五、〇〇〇円未満
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九〇五、〇〇〇円以上 九五五、〇〇〇円未満
第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上

） (略)

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利八二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利八五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三二級	六八〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第三三級	七二〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上

） (略)

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利八二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利八五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

(略)

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄繼續シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ繼續シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保險ノ被保険者(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ)タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

(略)

第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(略)

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一ノ二 (略)

三 保險料(初テ納付スベキ保險料ヲ除ク)ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保險料ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四・五 (略)

第二章ノ二 届出等

第二十五条ノ三 (略)

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又

(略)

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄繼續シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ繼續シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保險ノ被保険者タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

(略)

(略)

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日(第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日)ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一ノ二 (略)

三 保險料ヲ納付期日迄ニ納付セザルトキ但シ保險料ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四・五 (略)

第二章ノ二 届出、記録等

第二十五条ノ三 (略)

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保險医療機関(健康保險法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第

八診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八特定承認保険医療機関（同法第八十六條第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四條ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八同法第八十八條第一項ニ規定スル主治ノ醫師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、保険医又ハ主治ノ醫師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若八第二十八條ノ七第四項、第二十九條第五項若八第三十一條ノ二第八項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関若八保険薬局（健康保險法第六十三條第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八特定承認保険医療機関又八第二十九條ノ四第六項（第三十一條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第八十八條第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乘ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

第二十八條（略）

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及選定療養（健康保險法第六十三條第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス
第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八特定承認保険医療機関（同法第四十四條第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第四十三條ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八同法第四十四條ノ四第一項ニ規定スル主治ノ醫師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、保険医又ハ主治ノ醫師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帶シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若八第二十八條ノ七第四項、第二十九條第五項若八第三十一條ノ二第五項ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル保険医療機関若八保険薬局（健康保險法第四十三條第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若八特定承認保険医療機関又八第二十九條ノ四第六項（第三十一條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第四十四條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乘ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

第二十八條（略）

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及選定療養（健康保險法第四十三條第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス
第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク） 疾病又ハ八負傷

二 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ八負傷

イ・ロ（略）

三（略）

（略）

第二十八条ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第六十四条ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ同法第七十条第一項及第七十二条第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

（略）

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ二十

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合（次号ニ掲グル場合ヲ除ク） 百分ノ十

三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定

一 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク） 疾病又ハ八負傷

二 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ八負傷

イ・ロ（略）

三（略）

（略）

第二十八条ノ二 保険医療機関若ハ保険薬局又ハ保険医若ハ保険薬剤師（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険薬剤師ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ船員保険ノ療養ノ給付ヲ担当シ又ハ船員保険ノ診療若ハ調剤ニ当ル場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

（略）

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ百分ノ二十ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ヲ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ二十

前項ノ給付（船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ除ク）ヲ受クル者（同項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者ヲ除ク）ハ当該給付ニ薬剤ノ支給（第一号ニ掲グル薬剤ノ支給ニ付テハ二種類以上ノ同号ニ掲グル薬剤ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル）ガ含マルルトキハ当該給付ヲ受クル際同項ノ一部負担金ノ外当該支給ヲ受クル薬剤ニ付左ノ各号ニ掲グル薬剤ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

一ノ三（略）

（略）

第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル一剤ノ薬剤ノ一日分（頓服薬及外用薬ニ付テハ一剤ノ薬剤ノ一調剤分）ノ支給ニ要スル費用ノ額ガ健康保険法第七十四条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ当該薬剤ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ当該一剤ノ薬剤ヲ一種類ノ薬剤ト看做ス

（略）

第二十八条ノ四（略）

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第七十六条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

（略）

第二十八条ノ五 健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四

前項ノ給付（船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ除ク）ヲ受クル者ハ当該給付ニ薬剤ノ支給（第一号ニ掲グル薬剤ノ支給ニ付テハ二種類以上ノ同号ニ掲グル薬剤ノ支給ヲ受クル場合ニ限ル）ガ含マルルトキハ当該給付ヲ受クル際同項ノ一部負担金ノ外当該支給ヲ受クル薬剤ニ付左ノ各号ニ掲グル薬剤ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ

一ノ三（略）

（略）

第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル一剤ノ薬剤ノ一日分（頓服薬及外用薬ニ付テハ一剤ノ薬剤ノ一調剤分）ノ支給ニ要スル費用ノ額ガ健康保険法第四十三条ノ八第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ超エザルトキハ当該薬剤ノ支給ニ係ル第二項ノ一部負担金ノ額ノ算定ニ於テハ当該一剤ノ薬剤ヲ一種類ノ薬剤ト看做ス

（略）

第二十八条ノ四（略）

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ノ算定ニ付テハ健康保険法第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キ場合又ハ依ルコトヲ適當トセザル場合ニ於ケル療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

（略）

第二十八条ノ五 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十

項乃至第六項、第七十八條及第八十二條第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ關スル準則ニ付テハ健康保險法第七十條第一項及第七十二條第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

(略)

第二十八條ノ七 (略)

入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保險法第八十五條第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス)ヨリ標準負担額(同條第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トス

(略)

健康保險法第六十四條、第七十三條、第七十六條第四項乃至第六項及第七十八條並ニ本法第二十八條第四項及第七項、第二十八條ノ二、第二十八條ノ四第三項並ニ第二十八條ノ六第一項ノ規定ハ第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第二十九條 (略)

特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付健康保險法第八十六條第二項第

三條ノ九第四項乃至第六項、第四十三條ノ十及第四十三條ノ十四第一項ノ規定ハ本法ニ依ル療養ノ給付ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ六 第二十八條第五項第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ關スル準則ニ付テハ健康保險法第四十三條ノ四第一項及第四十三條ノ六第一項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ第二十八條ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働省令ノ例ニ依ル

(略)

第二十八條ノ七 (略)

入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保險法第四十三條ノ十七第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス)ヨリ標準負担額(同條第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ控除シタル額トス

(略)

健康保險法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項及第四十三條ノ十並ニ本法第二十八條第四項及第七項、第二十八條ノ二、第二十八條ノ四第三項並ニ第二十八條ノ六第一項ノ規定ハ第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第二十九條 (略)

特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付健康保險法第四十四條第二項第

一ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額
(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現
ニ療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス)

ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規
定スル割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生
労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現
ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療
養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス
)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第一項ノ療養(第二十八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合
ニ該当スル者ガ受ケタルモノヲ除ク)ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノ
ヲ除ク)ガ含マルトキハ特定療養費ノ額八前項ノ規定ニ拘ラズ同項
第一号ニ規定スル額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付同条第二項、第四項及第
五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタ
ル額トス

一ノ三 (略)

第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ健康保険法第八十
六条第一項第一号ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八条第五項ノ規定ニ
拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付(前条第一項ニ規定ス
ル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ為サズ

健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及
第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二並ニ
第二十八条ノ四第三項ノ規定ハ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル
療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

一ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定メ依リ算定シタル費用ノ額
(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現
ニ療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス)
ノ百分ノ八十二相当スル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第四十三条ノ十七第二項ノ規定ニ依
ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ
額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ
食事療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ入院時食事療養費算定額
ト称ス)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第一項ノ療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキ
ハ特定療養費ノ額八前項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号ニ規定スル額ヨリ
当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項、第四項及第五項ノ規定ノ
例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

一ノ三 (略)

第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ健康保険法第四十
四条第一項第一号ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八条第五項ノ規定ニ
拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付(前条第一項ニ規定ス
ル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ為サズ

健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項
乃至第六項及第四十三条ノ十並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第
二十八条ノ二並ニ第二十八条ノ四第三項ノ規定ハ特定承認保険医療機
関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並二本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ保險医療機関等ニ就キ受ケタル選定療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

(略)

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ控除シタル額(次項ニ於テ定率支給標準額ト称ス)及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

前条ノ療養費ニ係ル療養(第二十八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者ガ受ケタルモノヲ除ク)ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキハ療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付同条第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

一(三) (略)

・ (略)

第二十九条ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

・ (略)

健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第四項乃至第六項及第四十三条ノ十並二本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ保險医療機関等ニ就キ受ケタル選定療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

(略)

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項ニ規定スル一部負担金ノ割合ヲ乘ジテ得タル額ヲ控除シタル額(次項ニ於テ定率支給標準額ト称ス)及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

前条ノ療養費ニ係ル療養ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキハ療養費ノ額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ定率支給標準額ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

一(三) (略)

・ (略)

第二十九条ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第四十四条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

・ (略)

訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額トス

）（略）

指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第九十二条第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ關スル基準（指定訪問看護ノ取扱ニ關スル部分ニ限ル）ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

（略）

健康保険法第八十八条第十項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依ル訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ關シ之ヲ準用ス

第三十条（略）

傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

- 一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額（標準報酬月額ノ三十分ノ一二相当スル額）（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）ヲ謂ヒ被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ当該相当スル額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

二・三（略）

（略）

訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第四十四条ノ第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二相当スル額トス

）（略）

指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十四条ノ八第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ關スル基準（指定訪問看護ノ取扱ニ關スル部分ニ限ル）ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

（略）

健康保険法第四十四条ノ四第十項乃至第十二項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第四項及第四十四条ノ十並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依ル訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ關シ之ヲ準用ス

第三十条（略）

傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

- 一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ四月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額（被保険者タリシ者ニ在リテハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬日額以下同ジ）ノ全額、四月ヲ超ユル場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

二・三（略）

（略）

第三十一条ノ二 (略)

(略)

被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合ニ於ケル前項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアルハ「百分ノ八十」トス被扶養者(次項ニ規定スル被扶養者ヲ除ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニ於ケル第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアリ及「百分ノ八十」トアルハ「百分ノ九十」トス

第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニ於ケル第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「百分ノ七十」トアルハ「百分ノ八十」トス

第二項第一号、第三号又ハ第五号ノ療養(六歳未満ノ被扶養者又ハ前二項ニ規定スル場合ニ該当スル被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク)ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキ八家族療養費ノ額ハ第二項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額(其ノ額ガ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額ヲ超ユルトキハ当該百分ノ七十二相当スル額)ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

一・二 (略)

(略)

第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ五、第二十八條ノ六第一項、第二十八條ノ七第六項、第二十九條第七項、第二十九條ノ二並ニ第二十九條ノ三ノ規定八家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス此

第三十一条ノ二 (略)

(略)

前項第一号、第三号又ハ第五号ノ療養(六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク)ニ薬剤ノ支給(左ニ掲グルモノヲ除ク)ガ含マルトキ八家族療養費ノ額ハ同項ノ規定ニ拘ラズ同項第一号、第三号又ハ第五号ニ規定スル額(其ノ額ガ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額ヲ超ユルトキハ当該百分ノ七十二相当スル額)ヨリ当該薬剤ノ支給ニ付第二十八条ノ三第二項、第四項及第五項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

一・二 (略)

(略)

第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八條ノ四第三項、第二十八條ノ五、第二十八條ノ六第一項、第二十八條ノ七第六項、第二十九條第七項、第二十九條ノ二並ニ第二十九條ノ三ノ規定八家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス此

ノ場合ニ於テ同条第二項中「第二十八条ノ三第一項第二号又八第三号ニ掲グル場合ニ該当スル者」トアルハ「六歳未満ノ被扶養者又八第三十一条ノ二第四項若八第五項ニ規定スル場合ニ該当スル被扶養者」ト読替フルモノトス

第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第八項ノ場合ニ於テ療養ニ付第七項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ三（略）

家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル割合ヲ乘ジテ得タル額トス

一 次号乃至第四号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

二 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

三 被扶養者（次号ニ規定スル被扶養者ヲ除ク）ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ九十

四 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

健康保険法第八十八条第十項、第十一項及第十三項、第九十一条、第九十二条第三項並ニ第九十四条並ニ本法第二十九条ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条 被扶養者ガ分娩シタルトキハ被保険者ニ対シ家族出産育児一時金トシテ第三十二条第一項ノ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

ノ場合ニ於テ同条第二項中「療養費ニ係ル療養」トアルハ「療養費ニ係ル療養（六歳未満ノ被扶養者ガ受ケタルモノヲ除ク）」ト読替フルモノトス

第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第五項ノ場合ニ於テ療養ニ付第二項各号ノ区分ニ從ヒ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一条ノ三（略）

家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二相当スル額トス

健康保険法第四十四条ノ四第十項乃至第十二項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第四項及第四十四条ノ十並ニ本法第二十九条ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条 被扶養者タル配偶者ガ分娩シタルトキハ被保険者ニ対シ配偶者出産育児一時金トシテ第三十二条第一項ノ政令ヲ以テ定ムル額ヲ

第三十三条ノ十六ノ三 (略)

前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ算定シタル失業保険金ノ日額ガ雇用保険法第十七条第四項第二号ニ定ムル額(其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額)ヲ賃金日額トシテ同法第十六条ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ算定セラルルコトトナル同条第一項ノ基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額ヲ失業保険金ノ日額トス

(略)

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給(船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル)ヲ除ク

一ノ三 (略)

四 健康保険(健康保険法第三条第二項ニ規定スル日雇特別被保険者ノ保険ヲ除ク)ニ於テ之ニ相当スル保険給付ヲ受クルトキ

(略)

第五十六条 社会保険庁長官ハ保険給付ニ関シ必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得

(略)

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族

支給ス

第三十三条ノ十六ノ三 (略)

前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ算定シタル失業保険金ノ日額ガ雇用保険法第十七条第四項第二号ニ定ムル額(其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額)ヲ賃金日額トシテ同法第十六条及第十六条ノ二ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ算定セラルルコトトナル同法第十六条第一項ノ基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額ヲ失業保険金ノ日額トス

(略)

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給(船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル)ヲ除ク

一ノ三 (略)

四 健康保険ニ於テ之ニ相当スル保険給付ヲ受クルトキ

(略)

第五十六条 社会保険庁長官ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得

(略)

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶

出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノ二 (略)

(略)

政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等ノ分娩ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ貸付其ノ他ノ被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業(次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム)ヲ為スコトヲ得

第五十九条 (略)

(略)

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超工若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超工若ハ之ニ滿タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

(略)

前項ニ規定スル場合ノ外老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第六項ノ申出ヲ為スコトヲ得

(略)

者出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第四章ノ二ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノ二 (略)

(略)

政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業(次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム)ヲ為スコトヲ得

第五十九条 (略)

(略)

社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超工若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超工若ハ之ニ滿タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

(略)

前項ニ規定スル場合ノ外老人保健拠出金又ハ退職者給付拠出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合ニ於テハ第六項ノ申出ヲ為スコトヲ得

(略)

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テ八六月以下ノ懲役又八五十万円以下ノ罰金ニ処ス

一〇六 (略)

第六十九条 船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シ又八同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若八忌避シタルトキ八六月以下ノ懲役又八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二 被保険者又八被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又八同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十八条 船舶所有者故ナク左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テ八六月以下ノ懲役又八三十万円以下ノ罰金ニ処ス

一〇六 (略)

第六十九条 船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シ又八同条同項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若八忌避シタルトキ八六月以下ノ懲役又八二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二 被保険者又八被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又八同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若八虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ八二十万円以下ノ罰金ニ処ス